

第7回 橋本市公共施設等総合管理計画策定委員会
議 事 録

日時：平成28年8月25日（木）

午後1時30分から

場所：教育文化会館4階第7展示室

◇委員名簿

区 分		団 体・役 職	氏 名
1号委員	学識経験者	NPO街づくり支援センター代表	ハマダ アキ 濱田 學昭
	〃	公認会計士	ホンダ ユウイチ 本田 裕一
2号委員	市民公募	橋本市民	キリイ ヨシカズ 桐井 良和
	〃	橋本市民	イワキ マサユキ 岩城 正之
	〃	橋本市民	ヤマシタ トシカズ 山下 敏和
3号委員	行政関係	橋本市副市長	モリカワ ヨシサ 森川 嘉久
	〃	橋本市総務部長	ヨシモト タカヒサ 吉本 孝久

◇出席者（事務局）

- ・総務部財政課 小原課長、森田係長、野間主任
- ・(株)オオバ 上田、窪田

◇会議次第

1. 委員長あいさつ
2. 策定委員会の結果報告
(以下より議事)
3. 公共施設等総合管理計画個別方針編（案）の検討
 - ①評価条件について
 - ②評価結果及び各施設の管理方針について
 - ③類型（中分類）別方針について
 - ④施設カルテについて
 - ⑤地域実態マップについて
4. 今後のスケジュール
5. その他

◇配布資料一覧

資料 1-1…第 6 回 橋本市公共施設等総合管理計画策定委員会 議事録

資料 1-2…第 6 回 策定委員会の意見対応（地域別の人口一人当たり公共施設について）

資料 2…評価条件のまとめ

資料 3-1…個別評価結果のまとめ

資料 3-2…個別評価結果の詳細

資料 4…類型（中分類）別方針のまとめ

資料 5…施設カルテ（案）

資料 6…地域実態マップ

◇議事記録（次第3以下、議事概要）

事務局

それではここから議事に入らせていただきたいと思います。議事のほうは会長に進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

会長

はい、分かりました。それではまず、今回の議事について、非公開とする案件を含まないため、委員会条例第7条の規程によりまして、公開とさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。ご異議がないようですので、そのようにさせていただきます。傍聴の方、今日はおられないということ。

事務局

はい、そうです。

会長

それでは、傍聴の方がおられませんので、議事のほうに入ります。

それでは、次第の3、公共施設等総合管理計画個別方針編（案）について、事務局より説明願います。

事務局

それでは、3の公共施設等総合管理計画個別方針編（案）の検討についてということで、前回の策定委員会で説明を行わせていただきました個別方針編（案）の作業方針にもとづいて作成した施設カルテ等についての説明となります。

①の評価条件についてということで、資料2のほうを見ていただけますでしょうか。前回の会議で、施設ごとの単純評価を行うために、評価条件の基準を説明させていただいたんですけども、単純評価をのあと実施していく中で、施設によっては点数が付けにくいところがあったために、資料2の赤字の部分を前回の説明の時点とは変更して、単純評価を行いました。で、単純評価の結果については、後ほど説明をさせていただきます。この資料2の裏ページの一番下に、評価ごとの方策のイメージということで、アンケート対象であった49施設については、評価結果をマトリックス上にプロットした場合に、どのような方策がとれるのかということイメージできるようにということで、緑とか青とか赤の点線で入れたイメージ図を盛り込んだものを記載しております。これはカルテのほうにも同じようなタイプのもので載ってくるようになります。

続きまして、②の評価結果及び各施設の方針についてということで、個別方針のほうをいよいよ出していくということなんですけども、資料は3-1と3-2になります。資料3-1、3-2は、一応取り扱い注意ということを書いておりますので、よろしくお願いいたします。資料3-1は、個別評価の結果のまとめとなっております。先ほど説明しました資料2で示した評

価基準をもとに算出した単純評価結果を、施設名横の右隣に、個別評価結果ということで記載をしております。そのまた右側に、年次方針、短期のものと中・長期の年次方針を記載しております。年次方針の短期の欄は、各施設の所管課の考えをもとに事務局で調整をして、保持・統合・移譲・廃止、いずれかの方針を、直近ここ10年間、この方針に基づいて管理するというので記入をしております。中・長期の方針については、現在具体的な中・長期の方針を検討しておりませんので、単純評価の個別評価結果のところをそのまま反映したものを方針として一応記載をしております。中・長期については、今後計画年度が進む中で、改めて方針を所管課とともに考えることとします。なお、短期で統合って出ているオレンジの分があると思います。例えば、あさもよし歴史館や杉村公園であれば、その分については、短期で統合の方針が出てるものについては、統合施設が具体的に決まっているものについて、備考欄にどこと統合するのかっていうふうな施設名を記載しております。

A3の資料2については、その単純評価のそれぞれの点数結果を記載しております。詳細バージョンとなっております。短期の方針を294施設、各課に調査した結果の取りまとめた報告なんですけれども、今後10年間保持する施設は、294施設のうち、191施設。統合する施設は20施設。移譲する施設は46施設。廃止する施設は37施設ということで、縮減できる延床面積が、約39,530平米。縮減率は13.9%程度となっております。基本方針でうたっている30年平準の10%を超える15%程度の目標には、若干届いてはおりません。ただし、あくまでも机上の計算となりますが、中・長期の方針に基づいて削減率を計算すると、30年後にはこの中・長期の方針でいけば、34%の削減となって、結果的には基本方針の削減率を達成できるような計画となっております。

続きまして、資料4の類型別の方針と、資料5の施設カルテのほうの説明をさせていただきます。先に、資料5の施設カルテについては、本日すべて294施設のカルテは資料としては提出をしておりません。中分類の施設から、1施設ずつサンプルとして提出をしております。カルテの記載内容は1として基本情報、2で施設の単純評価をレーダーチャート化したものと、それに基づく総合評価結果、3番で施設の方針として、中分類の別の施設の方針を示し、最終的に一番下のところに、市としての平成36年度までの短期的な方針を記載しております。3の施設の方針については、資料4の類型別の方針に基づき、それぞれ中分類別の方針をカルテに記載し、今後の施設管理方針の参考にしていきたいと思っております。

資料6のほうなんですけれども、地域実態マップということで、前回マップのイメージだけで説明していたものを、橋本市内のどの地域に、どの種類の施設がどれだけあるかということ、地域全体を1枚の図で、294施設落としたものが資料6となっております。小学校区別に施設を分けて、施設の配置の偏りが分かる地図にしております。1枚目が、現時点での施設保有状況のマップとなっております。2枚目が、その10年後、短期方針に基づいて、施設の整理を行ったときに、どうなるかということを示した10年後の、平成36年度の地域実態マップの予想図というふうにしております。

そうしましたら資料6までの説明は以上です。

会長

ただいま事務局から説明がありましたことを受けまして、ご意見・ご質問はないですか。まずは、資料2の考え方はいかがでしょうか。

委員

よろしいですか。

会長

はい、どうぞ。委員さん。

委員

資料の2をちょっと拝見いたしまして、まず、考えていく上で、ちょっと教えていただきたい点がございます。まず一つ目が、左の分け方で、管理者視点3つあるうちの①ですね。公共建築物になっていますが、公共施設の中の建物関係ということですか。

事務局

そういうことです。

委員

表題は、「公共施設等」だったので、建築物がいきなり唐突に出てきたような感じだったので、ちょっと違和感を覚えるなという、そういうことがあります。それから、二つ目として、①のBの老朽度。ここのところで、耐用年数というのが出てきてますけど、これはものによって大分違うと思うんですが、基本的に耐用年数はどのように考えているのかというところ。それから、管理者視点の②で、Aの民間への代替可能性というところで、可能性というふうな表現を使っておられますが、この可能性というのは、具体的の側面と言いますか、切り口はどういうことかなと。つまり、機能面から民間施設への代替が可能というふうに考えておられるのか。あるいは、例えば、管理運用ということで、費用面に近い切り口で、この代替可能性というこの可能性を考えておられるのか。それによって、切り口がちょっと違ってくるのかなと。それに関連しまして、この②の公共建築物の必要性にAを、民間への代替可能性を入れておられますが、もしもコスト的なものをイメージするのであれば、どちらかという、③のほうに入ってくるような、ちょっと……。読ませていただいて、ちょっと感じがありましたので、その辺のところの切り口を、ちょっと明確に教えていただければと思います。それから、代替の可能性というところにつきまして、もう少し教えていただきたい点があります。代替可能というのは、アクセスとか複合化できるとか、そういう代替可能性というところもあるのかなと思うんですが、その辺のところは、どのように反映されておられるのかということですね。それから、この緑色と言いますか、黄緑のところ利用者視点を挙げていただけてますけども、これは統計的な処理で平均点と、それから、標準偏差というふうにもう少しちょっと詳しく、あとで説明をちょっといただければと思うんです。利用者ニーズで3、例えば1で、ポイント1になるようなもの。Aの利用者ニーズ0.92以上

3点以下、これが1なんでしょうかとということです。その辺のところの読み合わせがちょっとよく分からないので、その辺のところをちょっと教えていただきたい。

会長

じゃあ、質問の老朽化の階級によって耐用年数がいろいろあるので、それをどう考えるかというのと、それから、民間への代替の可能性という、これはどういうことなのかというのと、それから、利用者ニーズのあれですね。背景について説明願えますか。

事務局

まず一つ目ですけども、老朽度の評価、耐用年数につきましては、建築物の構造によって、RC、鉄骨、木造等がございますけども、そのいろいろ課税評価で年が出ていますよね。それをもとに耐用年数ということで設定させていただきました。それから、実態、何年かかっているかというので、ここでは2分の1。2分の1を超えているか、超えていないか。それから、耐用年数自体が超えているかというあたりで評価をさせてもらっています。二つ目の質問、民への代替可能性につきましてはの可能性と言いますのは、ここではあくまでも機能として民間に移譲、あるいは、委託できるかどうかということ在全国でいろいろPFIだったりとか、指定管理であったりとか民間移譲をされている実態をある程度勘案しまして、評価のほうをさせてもらっています。

事務局

最後、利用者視点の細かい数字については、前回、委員会の中で報告させていただきましたアンケートの結果のほうで、それぞれ利用者人数について聞いた部分と、満足度に関して聞いた部分の、それぞれの点数が幾つかあったと思うんですけど、そこから平均点を出して、標準の偏差をそこから算出しましてというところで設定をしています。ここで書かせていただいているように、平均点から標準偏差まわりで、その中に収まっているものは2点、それよりも上が3点。それより下が1点というようなかたちで、振り分けていきます。

委員

基本的に、この3、2、1という分類でいくと、3のほうが評価が高いということですよ。利用者ニーズで0点以上0.24点以下というのは、評価が高いと。平均点0.58……

事務局

すいません。この表だけ逆になっています。申し訳ありません。

委員

1が0.92以上3点以下になってるけど……。3と1が入れ代わってるということですね。

事務局

はい。申し訳ございません。

委員

それにしても 0.92 以上 3 点以下。0.92 だけでいいような気がするんですけど。要は、0.58 を平均値を中央値にして、そこから 0.34 の標準偏差の範囲に入ってるものを 2 としますと。それより高いほうの値になった分については、3 とします。

事務局

そうです。マックスが 3 点と。

委員

そういうことですね。残り、全然数字がちょっとよく読めなかったの。

事務局

すいません、逆でした。

委員

では、C の満足度でも同じように考えていいですか。

事務局

そうです。

委員

じゃあ、これも逆ということですか？ 3 と 1 は。

事務局

そうです。高いのは高い。関連性が高くなると。

委員

ちょっとそれと、追加なんですけど、管理者視点の③の A の維持管理費で、低い・普通・高いということで 3 点分けていただいていますけど、ちょっと資料、横並びになるんですけど、A3 のこの表で、例えば 49 番から 55 番のスポーツレクリエーション系施設をちょっと拝見すると、例えばこの管理者視点の③でいくと、維持管理費というところ、3 というのがほとんどで、1 というのが 1 つだけなんですけど、これ、すぐにはちょっと飲み込めないんですけど、平均より高いか安いかということで、やっているんですよ。

事務局

はい。

委員

中分類ごとの平均値に対する評価ということですが、何かほとんどが、維持管理費は平均より安いというふうになっているんですけど、もう少し裏の、もう一段階私が見落とししてる数字があるのかもしれませんが、こうなるんですか。同じようなことで、109番から118番の子育て支援系施設でも、ちょっと偏りがあるように見えるんですけど。こうなるんですかということ。

会長

平均ごとにして、その標準偏差で議論してるから、全部が同じ位置というのはあり得ないということなんです。

委員

中分類、スポーツ施設ですよ。

事務局

1個しかないです。

委員

1個しかないですね。これ、どうしてこうなるかというのが、もし、分かるようでしたら、間違いじゃないようにしていただければ。大体半々ぐらいに何かなりそうな感じがするんですけど。これ、結果なんで、間違ってるちょっと……。

あともう一つだけ、ごめんなさい。管理者視点②のCの地域的必要性で、2番の欄で、「地区に同種施設が2～3棟立地」というところで、3が一つですよ。「地区に同種施設の立地なし」ということは、これは0ですかね？ 0、1？

事務局

1ですね、それ。だから、そのものしかないということですね。ほかはないということですね、3点のものは。

委員

そしたら、ここが1で、3のところは1で、2が2～3で。

事務局

そうです。

委員

1が、4以上。

事務局

4 以上ですね。

委員

この区分のその背景は、どう説明したらいいですか。2、3、4の違いとか。裏に何かもう一つありますか。それだったら、もう、1つと2つと、3つ以上というふうな分け方のほうが、分かりやすいような気がするんですけど。

事務局

これはもともとは、1個か複数だけ？

事務局

そうですね。1個か複数かにしていると、小学校とか。

委員

ものが、資料の全体を通した流れとして、公民館ごとに区切られてやっていたのが、この区分では小学校ではもう少し区切りを小さくされていますよね。

事務局

はい。

事務局

実は高野口地区は、町で1つ、町域で1つしか地区公民館がなかったと。そうしてしまうと、どうしても高野口の中だけが、点数が、もう全部の中で全部の施設が複合に複数になってしまうので、この分だけ小学校区別でいったんは分けたほうが……

委員

よりきめ細かく分けてということですね。

事務局

というか、高野口の町域だけ施設がかなり重複してあるように、どうしてもすべての施設が見えてしまうので。

委員

そうすると、なおのこと、小学校というように地域単位を小さくすると、それ、「2つと3つじゃだいぶ違うんじゃない？」という意見は出ませんか。

事務局

変えるまで何個やったっけ？ 変更する前。

事務局

変更する前は。1つだけか、複数かだけの。1か3か。

委員

数字自体は、13%、34%というのがあるので、その数字に見合ったかたちで何か理由が付けばいいかと思えますけど。突っ込まれやすいかなと思って。

事務局

1、2、3でしたよね？

委員

3つ以上だったら、まとめたらどうという、そういう動機が働くと思うんですけど、2つだったら、地域の特性によっているのかなという、そういう気持ちになるんですけど。3つと2つじゃ違うだろうと、そういう……。

事務局

どうしましょう？ これ、立地が1、2、3棟で上から点数をつけましょうか。

委員

一番数字として、2の代表と3の代表で、一番条件の違うものをちょっと比べてみて、それでそんなに差がなければ、そういう分け方でもいいかなと思えますけど。

事務局

多分、そんなに変わらないと思う。3のあるところっていうたら、消防施設。

委員

3つある地区、小学校区の人口と、2つあるところの小学校の人口。人口あたりの棟数というものはちょっと頭に置いて、それで、2と3で代表的なもの、代表的というか、こう重なり合うようなところ、その辺のところを見ていただいて、この辺に境界があるから、2、3はまとめましたとか、何かそんなことがあるのかなと思ったのね。

事務局

1回そしたら、そこを点数の分で。

委員

あと、しょうもない話で申し訳ないですけど、今、見ていただいた資料 3-2 で、資料 2 でもいいんですけど、管理者視点というふうなところと利用者視点というように 2 つ分けていただいています。利用者視点というのは、基本的にはアンケートの対象となるような施設だというふうに思うんですけども。じゃあ、ほかのところでは、利用者視点はいららないんですかというふうなこともあるので、ちょっとその辺のどこ、何か……。もし、これが、例えば皆さんに説明するときに、公開するような資料であれば、利用者視点でこう分けた、ここ、アンケートしなかった、利用者視点というところで評価しなかったという理由を教えてくださいたいんですね。これもさせていただくと、例えば、消防用の施設であるとか、あるいは、役所の施設であるとか、そういうものは公的義務と言いますか、そういう公的な業務に不可欠なものだから、そういう視点で、あまり利用者の視点というのは見てないと。そういうふうな説明がつくようにしていただければいいのかなと思いますけど。ちょっと入り混じっているような感じがするので、ちょっと気をつけたほうがいいのかと思います。特に公営住宅というところにあっても、あれだと思しますので。あとで出てきますけど評価結果としては、当面は残すというのがほとんどになっているかと思しますので。

事務局

でも、公営住宅は、この計画の前に、ストックの計画がまずもう立っていて、それに基づいて粛々と進めていくということの結果を反映しているがためにというところが、1 つあるんですね。

委員

そうですね。ここにも書かれてあると思うんですけど。

事務局

施設の方針を出している数少ない計画の 1 つでしたら、そちらのほうも優先にということをした結果ですね。

委員

ただ、非常に負荷が大きい施設だと思います。そちらも、この住宅長寿命化計画、こちらのほうで適正化を図っていくということですね。

委員

よろしいですか。続いて同じようなこと、いいですか。

会長

はい、どうぞ、委員。

委員

今、話があった点数での評価から、資料 3-1 を持ってきているんですけど、結論的なことでここを判断すると、短期と中長期にまず分けていると。そして、短期で何をさわるとしているかということが具体的ですし、実際考えている方法に、この具体案の点数を操作しているとか、その方向へやらざるを得ないというような気がします。この資料 3-1 で見ますと、移譲と書いてあるのは、例えば集会所でしたら、具体的には地元への移管ということですね。これはある程度分かるんですけども。その方向でいっている。その前段階で電気代とかそういうやつは、もう既に地元がもっているんですか。

事務局

はい。

委員

それから、コミュニティ施設については、これは、その辺、私には分からないですけど、ある段階では国の方針もあって、集約は必要、設置としては必要なくなるというような考え方で、当分の間はそれも今、移譲、保持するのは、重要なものは、保持しておく。そして、老朽化も進んだりするから、それと個々の建物を耐震化するかになってないんだから、そのの時期がきたときに、もう移譲とか。移譲になるか廃止になるか、その見極めをしてやってるといような感じに受け取りました。ですから、この長期・短期の書き方は、前の話でも財政状況がそんなずっと先のことは分からないから、まずは 10 年間という判断があったように思います。この計画としては、30 年間を見て、それに財政負担の一番少ないようにもっていこうという案だから、その辺の全体的なことがきちっと説明ができるということが必要で、ちょっとこの中長期のところで、保持しといて統合、保持しておいて廃止とかいろいろあるので、その辺の施設をどうするのかと、いろんなケースが出てくるのは当然なんだけど、説明がつくかなというような。

事務局

集会所なんですけども、集会所については、やはり市内でかなりばらつきがあるんです。旧の橋本と旧の高野口で、旧の橋本は、ほとんど地元区の持ち物なんですけど、高野口については市の持ち物、集会所が多いということで。やっぱりこのアンバランスを 10 年でできるだけ解消していこうということで、地元区に移譲とかたちで、ほぼ統一させていただいています。それと、保育施設については、前から橋本市のほうで、「幼保一元化 5 年計画」というのを立てまして、保育園と幼稚園の PR をずっとやってきておりますので、その流れで、今、学文路エリアと山田エリア、紀見エリアがついて、その幼保一元化統合で二面化ということで異なっていますので、それについては今後、計画に基づいて、統廃合をするわけなんですけども、基本的に少子化に合わせて、そこら辺の施設は統合して、更新費用を抑えていくということで、人為的に統合、各エリアで統合、紀見地区は紀見地区で統合、山田は山田で統合。で、学文路は学文路で統合とかたちで、統合して、運営方法についても、できるだけ民に持っていきたいというようなことでは考えています。そういう中で、10 年間方針

を立てさせていただいたというところです。それと、長期と短期の部分は、短期については10年間、この方針に基づいて積極的にやっていくということで、中長期については、先ほど説明させていただいたように、まだはっきりとした方針というのが出てませんので、10年たつ前に、中長期、それ以降の20年、30年について、また新たな計画というようなこともありますので。現時点では、この個別評価結果をもとに出しているということで、保持から統合という、ちょっと唐突な施設も中にはあるんですけども、できるだけ中長期については、その10年たった時点で、また新たに考えるとなっておりますので、現時点のこのとおりに行くんではない。

会長

先に、委員さんのご指摘のあった件に関してですけども、この資料3-2のところ、利用者視点が表の中に入ってる施設とそうでない施設があって、表が一体化してるので、これは利用者アンケートをした施設かどうかになるわけですけども。これ、利用者アンケートをした施設だけ、上下分けたらどうですか。つまり、中に入っているの、なぜこの施設だけこうしなかったのか。つまり、市民、その利用者として直接的なつながりが強い施設についてアンケートしたので。表のコード番号は別として、それを利用者視点のアンケートをしたのとしてないのを上下に分けるといふか、区分したら、もうちょっと分かりやすいかなと。誤解が少ないようになると。

事務局

分けましょうか。

事務局

そうですね。それでは、前段にそういう経緯をきちっと整理した上で、そういうふうにしましたというふうにさせていただきます。

会長

それから、委員のご指摘のようなところに関してですけど、この表、資料2がありますよね。資料2の裏のところに、複合化、集約化というのが真ん中のところにグラフがありますけども、この複合化、集約化、統合化と言葉が幾つかありますけど、これをどう考えるかというの、まだまだこれであれですね、制御が難しいところですね。で、政策的にまだ方針が決まってないところ、中長期的にありますけども。ただ、決まってないのは、そうだと思いますけど、考え方としてどうするかも、この検討委員会でやっぱり議論はあっていいんじゃないかと。つまり、中長期の考え方が決まってないからこうですよというんじゃないで、どう考えるんですかということですよ。おっしゃるように、保持してからすぐ次のところで統合という表としてなってしまうのは、現に計画があるからということですけども、表として表示されているものは。

委員

今、この委員会では、公共施設だけでやってますけども、市の中でというか、いろんな委員会があって、こういうことを論じているのも事実です。ですから、これをそのままにしとくんじゃなくて、例えば、都市計画審議会から別の観点で出てきたら、その時点で修正するとか。その時限を切って、その時点でもう1回、最初に考えたやつが狂い出すというか、変わってくると、修正を加えていくというような項目で、ずっとこういけるようにしていけないかなという気はしますけども。

会長

それは短期のですか？中・長期のですか？

委員

中・長期です。最後までこうきちっとしておいて、ある時点がきたら、それをもう1回…。どれが一番使いやすいかというようなことがある。

委員

そうですね。私も、このアンケートを1回、初めて実施したときのことでよろしいんですか。

事務局

そうですね。

委員

やはりこのアンケートだけ、いかにも定量的な情報だけでどうしても決めちゃうというのは、ちょっと強引すぎるのかなというところもあるので、ある程度、何回か続けてやっていると、定期的にやっているアンケート調査の中で、やはりどうも市民の声がやはり厳しいということであれば、やはり廃止、統合というような方向に持っていっても、仕方ないと思うんですけども、1回だけでこういう意味だったりというような感じになってしまうと、あとからちょっといろいろ市民の方から声が出てくるような気がします。

事務局

中・長期については、この結果でバツサリというわけではないんですけども。

会長

そうですね。

事務局

当然、見直しは図っていくということで。

委員

現在の考え方として、基本方針の中で、どれぐらい公共施設を適正化しないと、財政とのバランスから難しいですよってところが結論的にも書かれてありましたよね。それが、ここで言う長期的な最終目標。ここで今、34%ぐらいになってるんですかね。ですから、これが1つ結果として目標とすべき数値。ですから、これをいろいろ今、触るとか触らないとかいう議論じゃなくて。今は、そういう目標があったので、それに整合するかたちで、行政側からはこういうふうな案をとりました。その中に今、アンケートでということで、市民利用の観点が非常に強いものについては、市民アンケートもとって、それも加味していますということで、それをさらに今度、短期的な側面に切り出すと、こうなりましたというのが13%ですね。ですから、34%にいたる13%はこれだということが言えれば。ただ、もうこれで決まりですよではないです、皆さんがおっしゃるように。ただ、基本方針で掲げさせていただいた目標値を設定したら、こうなりましたと。で、それについて、短期的にはこういうかたちで、13%でやっています。ただし、折に触れて、年度に触れて見直しをかけていきますというスタンスは保持しますというかたち。でも、掲げる看板じゃないですけど、目標数値とそれに至るアプローチ、柔軟にアプローチしていきますというのは、これは2つ分けて。一緒に議論していると、ちょっとややこしくなるので。そういう見方で、ちょっと報告書を立て付けていただければ、分かりやすいかなと思うんですけども。で、会長がおっしゃったように、この用語をある程度、説明的でも結構ですけど、定義をしておいたほうがいいと思います。ちょっと説明を加えておいた方がよいと思います。

委員

そうですね。用語について、ちょっと確認はしたいと思っていまして、まさに委員がおっしゃるようなことで、ちょっと耐用年数についても……。これは、公会計の耐用年数ということでもいいのでしょうか。

会長

そう、使ってるのね。

委員

いろいろ耐用年数にしても、法人税とかいろいろな耐用年数があって、できたらやはり、そういった公会計のそういった統一基準を使用しているというような説明が必要かなというふうに思います。

また、耐用年数も、例えば長寿命化計画を作っている施設等いろいろあるかと思うんですけども。そういった部分も反映したほうがいいのかあと。あとは、民への代替可能性ですね。こちらについても今、PFIですとか、そういった新たなコンセッションを活かすいろいろな方法があるかと思しますので、そういった説明がないと、住民の方々において、代替ということはどういう方式で、どういうふうに感じるかっていうのが、ちょっと見えてこな

い。ちょっとザックリした言い方なのかなということを感じております。

あと、ちょっとすいません。収支のところ、私の考えでは指定管理者制度を使用したほうが、収支っていうところではやはり、ちょっと削減とか意識された経営をされているのかなあと感じてたんです。これが1になるというのは何でか説明していただけると。

事務局

市側から見ると、指定管理料というものが支出として出ていくという意味合いで、コストとして掛かってますよということで、1にさせてもらった。

事務局

全く入りが入ってこないという……。

委員

ただ、もし、その施設、結局、市の職員の方がそういった運営をした場合よりも……

事務局

そうですね。

委員

民間のそういうノウハウか、そういったものを導入して、コストを削減しようというのがもともと施設、指定管理者制度の趣旨だと思っていますので、それが、何か1になっているっていうのが、ちょっと違和感があったので、また検討していただければと思います。

会長

少し元に戻りますけど、今回は、基本的な方針をこの資料3-1、3-2で掲げたようなところで決めますよという話ですよ、基本的な方針。で、それで大きくふり分けをしていく。ただ、個別にはまた、委員も言われたように、ほかの事情もあるだろうからあるけども、大枠で考えていきたいと思いますというのが、これですね。その中で問題は、既にご意見が出てるように、表3-1の5ページにありますように、「統合」とか「移譲」というのが結構数があるわけで、ここが本当に先ほどありました民間の代替性というのでどう考えているかですね。民間もそういうことが供給されている。例えばスポーツ施設みたいに、民間でも既にやっているじゃないか。だから、これ、代替性があるというふうな判断のやり方。そういう意見もやっぱり、民間としてビジネスが成り立つかどうかの判断がないわけですので、ついては、そこら辺もどう考えているんですかというのを、ちょっとそこを説明しないと分かりにくいでしょうね。

委員

そうですね。病院についてもまた、いろいろな方向があると思いますので、その辺は入れ

ないとという気がする。

委員

現時点での、移譲、統合、保持。保持と廃止はいいとして、移譲と統合ですか。これはどんなイメージですか。

事務局

短期の？

委員

ええ。これ、用語的には短期も長期も分けてないんで。

事務局

短期で言うと、集会所とか農業施設とかが多いんですけども、これらについては、もう地元移管と言いますか、移譲が多分メインになるかなと思っています。それと、保育施設なんかについては、統合とか廃止、中・長期では移譲もあるんですけど、それについては、ある程度収入が含まれますので、これも社会福祉法人のそこへの移譲がメインなのかなあとは思っていますけども。

委員

今、お話しいただいたように、例えば集会所の移譲というのは、集会所にかかる例えば財産としてのものを移譲するということですね。

事務局

そうです。

委員

で、財産等を保持しながら使用する権利とか、運営する権利とかを渡す場合も、それも移譲なんですか？

事務局

そうです。

委員

その違いで、この集会所の移譲と、先ほど言われたような移譲というのは、ちょっとイメージが違ってくると思うんですけどね。ですから、これ、重ねて言うようで申し訳ないですけど、やっぱり統合とか移譲とかいうところを、どういうイメージ、どういう内容で使いますという、この用語はこう使いますというのは、いるのかなあ。でないと、これだけ、表だ

け見ると、例えば、3-1 の 1 ページの 6 番の集会施設、尾崎集会所ですか。これで個別の評価結果が統合 or 移譲になって、で、短期で保持をして、中・長期で移譲をすると。保持が何で移譲になるのという。あるいは、保持が何でいきなり出てくるのと。

事務局

この施設は 1 つ、条件整備でつくった施設です。斎場の条件整備で、今の、もともと赤塚のほうに橋本の斎場があったのを、高野口の斎場に統合したときに、条件でつくった集会所です。

委員

それと、13、14 が、これは廃止という結論なのに、移譲になっているというのもあるので。ですから、そういう意味もあって、言葉というのはこういうふうになっていますよと。廃止は基本的に、ポイントで廃止というふうなランク付けをしますと。ただし、廃止というのは、こういう内容を含みますというのを最初のところで、ちょっと説明していただければ。個別のことに立ち入らなくても、そういう理解の廃止かなというふうな。恐らくこれ、違ってるところが幾つか出てきてると思うんで。短期的に保持して、中期的にこの個別評価結果のところに移行するというのは分かりやすいんですけどね、まだ。

事務局

基本的には短期のところは、所管課の考え方と、そのということになっていて、中・長期が、委員がおっしゃったとおり、個別評価結果を加味してる。加味してるから、そこをそのまま使っているというふうな状況にしています。

委員

そうすると、13%から 34%へ渡すその渡し方が……

事務局

そうですね。

委員

今、つながりがちょっと見えてないんですね。

事務局

そうですね。短期を計算していくと、13%に削減できてしまったというところもあるんですね。

委員

そういうことですか。

事務局

なるべく実現性のある数字にしたいという思いもありましたので、できるだけ所管課の意向ということで作ってありますので、若干そこら辺で違うんですよ。

委員

今、あそこ、一つ一つやっていくんですけど、やはり市の施設というと、一般イメージとして、私も役所に勤めていたということもあるんで。市のイメージというと大体、もう今はなくなってるけども、市民ホールというか、文化会館はどんなんか。図書館はどうか、体育館はどうかとか。この3つをそろえるのは一生懸命になってやるというのが昔やった。それがもうこのごろは考えてない。それでは人が集まってこない。だから、子育て施設を充実していくとか、そういうことを住民は見て、どこの市へ住もうかとか、そんなことを考えられているので、その方向でつくっていかないかんですけど。この表から、今言った文化会館、図書館、体育館というのは、これ、主要なものは何番と何番で、それは保持しているのか、統合するののかということをおちょっと説明していただけないですか。これ、分かりません。ちょっと分からなんだ。だから、文化施設でしたら、29番ですか。

事務局

市民会館ですね、29ですね。

委員

それを保持しておいて、いつか統合するということ？

事務局

そうですね。市民会館と高野口の産業文化会館と2つ持っております。で、橋本市のその隣にある市民会館は、耐震はしてますけども、老朽化が進んでおるとともに、バリアフリーにもう対応できないということなので、いずれは、産業文化会館のほうに1つにしたいというのがあるので。今はいったん耐震もしてますので保持でいきますけども、もう中・長期の場合は必ず1つにするという考え方ですね。ただ、同じそのカテゴリーで、文化施設の中で産業文化会館が入ってなくて、産業系の施設のところに実は……

委員

83番。

事務局

そうなんです、文化会館があるので、ちょっと分かりづらいですけども。

委員

今のお話はちょうど、確かにものすごいありがたい話と言いますか。それは資料5の建て付けと関係すると思うんですけど。先ほどの説明の中で、資料5の施設の方針というところで、基本的な考え方の中は、中分類に共通する内容のものを書かれるような説明だったかなあと思うんですけども。今、お話があったような内容のものを個別のカルテに、ここに落とし込むというのは無理ですか。

事務局

それはできると。個別のそれぞれの施設の、今で言うたら産業文化会館と、市民会館というのであれば、市民会館のカルテのほうに、産業文化会館といずれはということを書いていく……

委員

そういうことを検討しているということで、施設の方針、基本的な考え方なので、公開できるもの。

事務局

それ、レイアウトの関係で……。できるかな？

事務局

一応そのフリースペースで書き込めるところは確保しているんです。

委員

そうしないと、中分類で共通の色のないやつをここに入れていただいても、恐らくあんまりおいしいというか、変な言い方ですけど、個別のカルテにはなりにくいのかな。中分類についてはもうすべて、中分類のところで方針が——資料の何番でしたっけ？

事務局

4ですか。

委員

ええ。書いてあったと思うので、それはそれであるので、中分類の中の個別のこのカルテのこの設備については、中・長期の方針としては——これは短期なのかな？ 短期管理方針廃止となっていますから。短期であるかもしれません。それで、ここに個別のところに書いていく。で、関連するような、今、例に挙げていただいた市民文化会館と産業の施設と。そうして連関づけるということでない、カルテとしてはちょっと、使い勝手が向上しないかなど。

委員

それは次の図書館は、現在このほかにある。

事務局

ええ。

委員

それを保持し、そういう考えですか。

事務局

そうですね。

委員

で、体育館は、県立の大きいのがあるから、あれでいけるという考えでいいんですか？

事務局

各体育館、ほとんど学文路の体育館以外はすべて、市の拠点避難所になっています。ということをする……

委員

保持ですわな。

事務局

はい。統合ができないという。避難所としての機能も持たせてる以上は、保持していく必要が——人口の分布にもよるんでしょうけども、今のところはしていくという方針。学校がなくなったとしても、橋本小学校みたいに、体育館だけを残してということをしていますので。

委員

ちょっと話、変わるかもしれないですけど。先ほどの集会所の話に関連して、統合の話、移譲の話なんですけど。移譲ではなくて、小学校の余剰の教室であるとかスペースとかに統合するという発想はないんですか？ 集会所や空き教室とか、何かそんなんはないですか。

事務局

空き教室については……

委員

せっかく小学校という校区で……

事務局

基本的に今ある集会所を地元区にお渡しするということで、その話し合いの中で、もし、そういうお話が出て、空き教室があるということでしたら、そういう話も成立するかなとは思いますが、今の原則でいくと、今の施設をお渡しすると。ただ、空き教室についても、ちょうど学童の関係で、かなり……

事務局

そうですね。

事務局

学童の要件がかなり緩和されて、学童保育の部屋不足というのが、今もすごいものがあるんです。喫緊の課題になっていまして、そこら辺でも今後の授業に対応していくということもありますので、こちらからそういう話を持っていくというのは、ちょっと難しいかなあと思っております。

事務局

それとか、小学校区1校区に複数の自治会というか区を持っている場合に、城山台であれば、城山小学校と城山自治連合自治会という1つの1対1の場合であれば、そのお話、いけるかなと思うんです。橋本で言う場合、東家にあっても、東家区さんがその校舎を使ったとして、そしたら市脇、隣の市脇区さんが使えないのかという話になってくるところもあるので。学校区1つで1つの自治会であれば、話は進みやすいと思うんですが、今後、そうやっていく可能性もあるかもしれないんですけど、今の時点では、かなり難しいかと思います。

委員

集会所もほとんど耐震化が進んで、評価が高いもんですから、使わない手はないんですけどね。

事務局

ただ、集会所、お渡しするっていう集会所って、耐震、そんなに……。耐震化というと、だいぶ古いというか。

事務局

多分この計画が出ると、ここら辺が一番……。

事務局

改修してから渡してくれるのかというお話があるかとは思いますが。

事務局

直接交渉しているわけでもないし、市の方針としてお示しするだけなんです。

委員

基本的に現状渡しですよ？

事務局

そうですね。ほかの区さんが自分とこのお金を使って補助金を区として出して、土地を買って建てていただいている以上、今、市の名義の集会所やからといって、改修してお渡しするということは、基本ないです。

会長

今、集会所の移譲の話が出てるんですけども、移譲した場合、あとの使い勝手はかなり自由度があるんですか？そこら辺は、どういう使い方ができます？

事務局

それはもう……

会長

まったく自由ですか。

事務局

そうですね。売られてしまうと困りますけど、大体ほかの市町村さんの、自治会さんにお渡しをしてるような計画を見てると、無償譲渡、譲渡する契約を結ぶときに、この10年間とか、この何年間は集会所として使ってくださいねというふうな条件を付けられているところがあると思いますので、それは所管課とも話し合いをする必要はありますが、そういうのもちょっと付けさせていただくほうがいいのかなのかなというのは……。

会長

そうですね。

事務局

買っていただけるのであれば、そこは…。そういうお話にはなかなか難しいかと思いますが。

会長

例えば、設備の改善とかそんなやつはもう、地元がする？

事務局

そうですね。

事務局

今も集会所の補助金、改修補助金ってありますので、改修されるのであれば、通常の補助金を活用してっていうことです。

委員

将来改修が終わったときに、それ、地元だけの、自治会では持てない、ありますから、そのときは市がまた、助けていただくというようなことであればという気はしますけどね。

会長

そうですね。だから、その移譲したあとの今後の使い方をもう少しいろいろ議論したいですね。こういうふうなことができて、これができなくて、これがまだ解決してなくて、ペンディングであるとかですね。もうちょっとそこを整理しておいたほうがいいと思いますけども。それと、移譲するためには、契約書等の契約の相手先が何か……。

事務局

そうなんです。

会長

法人化されているとか。

事務局

そうなんです。地縁団体になっていただかないと、お渡しできないってところがあるので、自治会の担当課については、移譲するっていうお話をしていただくときに、地縁団体になっていただくことも条件の、条件というか、していただいた上で……。

会長

そうですね。

事務局

どうしても財産をお渡しすることになるので。

会長

そうそう。

事務局

その名義のところ。

会長

だから、地域でいろいろしていこうと思ったら、やっぱり地域も団体化していかないと。自治会がいいかどうかは別としてですね。難しいですね。物事が決められないっていうか。

委員

ちょっと気になったのが、特にその他のところで、ちょっと気になってますが、例えばトイレとか、そういう駐輪場とか、統合になってる分について、どういう統合……。そこになれば、結局いけないような施設で統合っていうのは、ちょっと……。

事務局

そうですね。

委員

はい。イメージが湧かない。

事務局

実は、その下のほうの高野口斎場のタイプ3で統合または移譲というかたちであったんですが、これ、もうどうしても統合なんてできないので、中・長期も保持にして、備考欄に「統合、移譲の難しい施設は保持とする」っていうようにさせていただいてあるんです。それと同じように、そのトイレであるとかも同じようなかたちで、保持にするのか。本来そのその周辺のその施設というかが、その時点であっても利用されているようであれば、保持でしょうけども、その時点で公園自体がもう使われていないようであれば、その時点でまた、廃止ということを考えるのかなと思うんですけど、どう考えても保持するものは、保持にさせてもらっていいですか。

委員

こういうふうな書き方で、どういう統合なのかなあというのが……。

会長

林間田園都市の駅前の駐輪場も、あそこ、場所があそこは比較的広い。もうちょっとほかの施設と組み合わせたらいいと思ってるんですよ。ずっと言って、あれしてるんですけど、でも、そういう統合は、だから、もうちょっと。

事務局

施設が2つあって、1つは今閉めてる状態なんです撤去した自転車、不法駐輪をして。それを今、置いてるようなものに変えていこうかなっていう話が出てて、なかなか、あそこ、下からこう、何て言うんですか、高床式みたいにこう上げてつくった施設ゆえに、担当課か

らは、転用というか、難しいなあっていう話を事務事業評価でも、ここの施設ってかなりどうしようかっていう話が出てる、毎回出てます。

会長

いや、サイクリングがもうちょっと道を整備すれば、もうちょっとこれが増えれば、そういうサイクリングのサービス施設、パーツの交換とか、ちょっとした休憩施設とか、そういうのをセットでつくっていくと……

事務局

いいですね。

会長

ヨーロッパはそういうかたちで発展しているので、で、そこが、駐輪場も面倒をみるという。

事務局

今のも修繕しとるよなあ。今、そこにとめていただいている方へのサービスとして、修繕とかはしているので、それをちょっとサービスの対象を広げるという意味では、できると思いますけども。

委員

資料 3-1 の表のとこの、ちょっと忘れたんでちょっと教えてください。申し訳ありません。タイプ②とか、タイプ③って、どういう意味でしたっけ？ 個別評価結果の。資料 3-1 の個別評価結果の対象外のタイプ②とか③のことで。

事務局

資料 2 の後ろ側のところに。

委員

ああ。ここですね、すいません。タイプ③ということは、統合は移譲とか、そういうことですね。できるだけ高野口斎場のお話が出たので、あれは必要不可欠な施設だということですよ？

事務局

そうです。既にもう統合をしてしまっただけであるというのか、2カ所あったのを1つにしてしまっただけなので、既に統合済みという考え方になるのかなあと思いますが。

委員

それは、この管理者視点、資料2の管理者の②の2でいくと、民間への代替可能性が、これはないということですよ？

事務局

そうですね。

委員

で、しかも、3点というのは、ほんとは100点ぐらいほしいわけですよ？ これ。

事務局

そうですね。

委員

その辺の重みがあったら、説明がいらんなあと思ったりしているんですが。

会長

斎場は他市のご遺体も。

事務局

はい、しています。近隣の九度山町さんとか持っておられないので。

会長

それはもう、お互い契約みたいな、協定みたいなのを結んでいるのか。あくまでも、民間事業者の申し込みをどういうかたちですかね？

事務局

条例かな？ 定めているというか、市内と市外で。

事務局

持ってこられたら、どこでも、言うたら市外で受けてるっていうような状態ではないかなと思いますけどね。九度山町だけですよ？ かつらぎ町も…。

事務局

持ってるところは要らんわな。

事務局

そうですね。

事務局

九度山町はないですからね。だから利用されている。

会長

逆にいうと料金の差がありますけども、別に市民病院みたいに、市民にクローズされているわけではないということですよ？

事務局

その場で高い料金を払っていただくんですが、その分、町が負担を、九度山町さんがオーバーしている分を負担されています。

会長

そうなんですか。九度山町に関しては。

事務局

だから実質、町民さんは、橋本市と、市民さんと同じような金額で、あとのオーバー分を町が負担をしているというふうな。

会長

例えば、五條市から持ってこられたらどうなるんです？

事務局

五條市さんは、斎場を持たれていますけども……

会長

たまたまそれが、都合が悪いとか何とかで。

事務局

それは、もうそのまま 100%お支払いをして、そのままだと思いますね。

会長

個人が…。

会長

葬儀の関係で、かなり「受け付けてくれません」とかいうのがあるみたいで、ここでは知りませんが…。

事務局

そうですね。いっぱい混み合うということですよ。

会長

そうそう、そうです。

事務局

うち、そんな混み合うことってないけどなあ。橋本市内を優先的にしているわけでもないですね。今のところ……。

会長

ああ。

委員

今回この資料6で、地域マップをつくってくれてみているんですけど、非常に私にとっては見やすい。一番最初に議論したときに公民館単位でやるということで、同じところだったんですけど、その下に小学校単位というのをお聞きしたということで、実際の毎日の生活というのは、小学校の範囲内で動くことが非常に多い。私もこのとこで育ったんで、やっぱり小学校っていうのは非常に懐かしいだけじゃなくて、やっぱり重要な地域を代表する施設だという気がします。今後でもこれは、人口がどう変わろうと、何かその単位内でやはり人は住み続けるんだから、そういう考え方で。例えば複合施設をつくるだとか、そういうときも、まずはここに行こう、行けるというようなことを考えていく必要があるんじゃないかっていう。で、小学校ってやっぱり義務教育ですから、どんなに市の財政が悪くても、市役所の庁舎とか事務スペース、義務教育や子育て施設は残るんじゃないかと。そうするとそこをやはり上手く使って、教室いろいろ詰まっていますけども、まず、教育系のやつは…。案外近くは場所がないから、その周辺を買うぐらいの感じで、そこに地区、地区に集散的な施設をつくっていくのが、コンパクトシティ化の一つのケースにもなっていくので、そういうことも大体、イメージできるような気がするんで、何とかそういう方向でというような、ちょっと今日は。

会長

委員のお考え方は、小学校に対する一つの大きな考え方の主流ですよ。もう一つはもう、いや、いいんじゃないか。もうスクールバスでもいいという話で、質の向上だけを、それからよく言われてる小学校で英語教育をすとか言い出したんですね。大規模小学校みたいなかたちにしないと無理じゃないかという議論がもう一つあって、どう考えるかですね。

委員

それも元の、今の小学校の範囲内というのが、大体。

会長

それはある。

委員

動ける範囲内なので。だいぶん遠いと思ったけども、やっぱりこの小学校区はうまいこと考えてるなというような……

委員

コミュニティの代表としては確かに小学校単位というのは、やはりそういうかたちの中で生活に関わっているのはあると思いますので。先ほど言われていたような一つのコミュニティ施設としての集会所みたいなかたちのものは、将来的にも絶対必要になるんだろうなっていうふうには思うんですけども、小学校として機能するという話になってくると、実はもう既に1件そういう課題があるんですけども。一応集団的な教育を維持するために、その教育的観点からは、ある程度の集団でなかったらというかたちになると、そっちの観点からは、スクールバスである程度質の確保ができるところに行っていただくというような考え方も片方ではあるんですけど、コミュニティのまとまりとしてはどうかという……。

委員

今、資料6で議論になってると思うんですが、これでちょっと1枚目、2枚目を比較したところですね。例えば一番上の市民文化系施設ですけれども、現状とそれから36年、平成36年の数字が書いてあるんですが。これでいくと、市民系文化施設の集会施設が現状より26マイナスになると。

会長

そうですね。

委員

ええ。それから産業系施設が15マイナスになりますよと。それから、子育て支援系施設で、幼稚園・保育園・こども園が、12減りますと。で、公営住宅が16減りますということで、目標の数字を達成することから結果的にこういうふうな数字になるんですけど、ただ、サービスの面からしたらどうなんかという、ちょっと不安を覚える方がいらっしゃると思うんですね。ですから、ちょっとこれ、市民文化系施設で、例えば集会施設のマイナス26について、「移譲で、建物自体がなくなるというわけじゃないですよ」とか、その辺のところ、前からじっくり読んできて、読み込めば分かるということかもしれませんが、この表は非常に分かりやすいんで、これは恐らく皆さん、見られると思うので。その中で、そのようなかたちで今言った大きく変化するやつ、これについては何かそういう配慮といいますか、コメント的な配慮があればいいのかなあと。今回のこの方針については、市が持つてる施設をどれだけ適正化していくかということなので、この数字自体は、非常に重要なんですけど、市民

の点から見ると、何でこんなに減るの？、うわーって感じになりそうなので、その辺のところは配慮いただくとありがたいかなあと。それと、これを読ませていただいてちょっと読めなかったのが、例えば、子育て支援系施設、2枚目のほうなんですけど、36年度時点なんです。ここに茶色といますか、黄色といますか、ここでまだ先が決まってません。統合するけども、そういうことで、例えば山田地区さんで、幼稚園・保育園・こども園が、灰色が1つで、褐色といますか、それが3つもあります。それが現状でも灰色が4つになっていますが、数自体は12減ってるよという、全体がですね。ちょっとこの辺のところはピンとこないんですけど。灰色だけ数えるとそうなるんですね。1枚目は灰色の数、丸の数が25個あって、で、2つ目の、2ページ目のやつは13個あるのかな。で、この茶色のところが、本来はないのということですね、そうするとということになる。それとも、どっかにこの4つ、ここに現状書いてあるけど、ひょっとしたら、隣の学文路に行ったり、あるいは、信太でいいんですか。こちらのほうに行ったり。そういう意味ですかね？

会長

丸の数が合わないという…。

事務局

山田地区のそのオレンジ、茶色の3つ……

委員

ええ。

事務局

これは多分保育園でして、それは統合……

事務局

この3つをどこかで、この3つでどこに行くか分からないけど、統合をする分でその13の下(7)って書いてあるのが、その茶色の数なんで、合わせて20という話。13の(7)ではなくて……

事務局

そうですね。内ではなくて13と7。

委員

そうですね。

事務局

そうです、そうです。

事務局

で、7が1つになるのか、2つになるのか、3つなのかは、今後、統合の、どう統合する……

事務局

本来は20で(7)のほうがいいかなと思います。

事務局

うん。でも、どうなるか……。

委員

結局、最終的に13残るんですよね？

事務局

いや、もっと残るはずです。3のうちの茶色の山田地区の茶色3つのうちの1つに。3が1になるんで。

委員

ああ。

委員

そうすると変な言い方ですけど、この3つのうちの、茶色の3つありますが、2つはカッコ付きになってること？

事務局

そういうことですね。

委員

カッコ付きのやつが、そうしたら、カッコ付きのやつというか、そのカッコ付きのやつを除いた数を左のところに書くということになるんですか？ 灰色と茶色で。

事務局

そうですね。

委員

どういう、どう理解したらいいんですか？

事務局

だから、13は確実に残るものですよね。で、7は、それが2つになるのか、4つになるのか分からない。

事務局

分からないけど、統合をしていくものたちというところで。

委員

結局、あるかないか分かんない？

事務局

いや、するんですけども、その手法によって。統合も公立でするのか、民に移譲するのかで、数が変わってきますので。そこら辺がまだはっきり決まってないんで、こういう書き方になってると思うんですけども。完全に民に移譲、移管する場合は、もう、こっちとしては残らないですけども、公で統合する場合は、個数として残りますので、そういうものの絡みですね。

事務局

そうですね。

委員

この3つという、山田地区でいう3つというのも、そしたら、2つになったり、1つになったりする可能性もある？

事務局

いや、多くて1つですね。多くて1つで、それがもし民設民営でつくりますので。そういう手法をとると、ゼロになってしまうという。ただ、公設民営でやると、1残る。

委員

今、現状で13%計算されてるのはどっちで計算したんですか？

事務局

その部分は、1つ残る方法で。山田地区でいうと、3園のうち、1園残す方法で計算しました。

委員

そうすると、それに合わせたほうがよくないですか。

委員

それのほうが、分かりやすいですね。

事務局

書きづらい。

委員

山田の3つは分かるが、あとの4つは、こういうふうにかウントして13%でしたっていったら……。委員がおっしゃるような話が出てくるんじゃないですか。

委員

やっぱり幼稚園は…。

委員

具体的な話じゃなしに、表示の話は…。

事務局

清水保育園か。

事務局

どちらにしても、あれ……

事務局

それも全部……。

事務局

出したらいいんちゃう。

事務局

そうですね。そしたら、カッコにしましょうか。

委員

先ほどの資料で、13%で出していただいているその考え方で、表をつくられて。もしも、そういう配慮が必要であれば、この欄外にまだスペースがありそうなので、こここのところに説明を入れていただいたほうが、資料としては読みやすいですね。

会長

そうですね。

委員

数字としては、外に出るこの13というのが、13%の数字になっていますよということですね。あと、資料4なんですけど、よろしいですか？

会長

はい、どうぞ。

委員

資料の4で、類型別方針の数量と質とコストの切り口で分けていただいています。で、コストについて、非常に変な言い方ですけど、非常に定性的というか、努力的なものがあっていうんですか。例えば、文化施設でコストのコメントを見ると、「より効率的な管理運営方策や省エネルギー対策を検討し、維持管理費の削減に努める」と。今はこれぐらいしか書けないのかもしれないんですけど、管理項目といいますか、コストを考える上での対象とする管理項目とか、削減目標とか、その辺のところの位置づけというか、今はどう考えたらいいんでしょうかね？ 努めるということになってますけど、先ほど言われた、短期的には検討して13%残すような結論になってますと。で、将来的な目標としては、34%というのが将来の目標に近いものですよということですから、それに向けて維持管理の削減に努めて、廃止なり、統合なり、保持なりをしていくということです。そしたら具体的にそれに行き着くために、どんな項目を抜いて、現状ではどの項目に着目して、それを現在からどれぐらいに削減していくと保持できます、統合する必要はありませんとか、その辺のバックグラウンドというか、その辺のこの考え方、大きなところでは何かありますか？ ほとんどが管理費の削減、維持管理費の削減しか、ちょっと今書けてないと思うんですけど。特にコストの面でマイナスになってるところとか、ちょうど中間でどっちに転ぶか分からないというところとか。そういうところは、こういうところに着目したいというのは何かありますか？

事務局

具体的には考えてない。

事務局

考えてないですね。人件費しか。

委員

今、具体的に何をやるのか、何%削減するとかいうことは書けないとしても、この管理者視点の③で、大きくコスト、収支というもの、維持管理費というのを挙げていただいているので、ちょっとざっくりとでいいですけど、どの辺が問題ですよ、ことの成否のキーになりますよということでは何か、まだ無理ですか？ ちょっと。

会長

話と関連するんですけど、維持管理で、もうちょっと利用料をもらってほしいというような話はどうなんですか。

事務局

特に文化系の施設、こういう文化会館の施設に対する使用料に関して、ここを使うほとんどの方が減額免除制度を利用されている。社会教育関係団体が、サークル活動をされる場合は、全額免除でご利用いただけるというふうな制度で、そこの見直しをしていただければ、何とか、クーラー代だけとか、電気代だけでももらっていきようなかたちにもっていけないかっていう話をしているんですけど、なかなかそれが前に進まないという。

会長

社会活動も黎明期で、それを育てる時期から…。

事務局

全額免除ではなくて4分の1、半額を支払っていただけていてというんですが。もともと全額免除で活動されてきた中で、いきなり今、「半額で」ってお願いしたところで、なかなかご理解いただくことは難しく、議会へも、この維持管理をするための基金の議案を提案しましたがまだまだ市民さんへの周知ができていないのではないかとということで否決されていますが、ゆくゆくはもらっていき必要はあると思います。

会長

そうですね。

事務局

体育館とかでは一部、スポーツ団体さん……

会長

何かありますよね。

事務局

電気料金で、ワンコインということで、500円いただいているところがあるので、こちらでいただいて、文化系の施設はいただかないというところで、うちのスタンスがずれてるところもあるので、そこはちょっと……。

会長

そうですね。

事務局

なかなか……。

事務局

今、お話があった文化施設の具体的な削減なんですけども、施設の中には市民会館がありまして、そちらは指定管理者制度を導入しております。それと、ほかの施設、公民館とか、あとは文化センターがほとんどなんですけども、そこら辺についても、人件費については、職員は正規職員ではなく、嘱託、臨時職員を配置しておりますし、人件費的には、ちょっとこれ以上落とすのは難しいし。そこら辺もありますので、ちょっと具体的に、その維持管理経費でいくらってというのは出しにくい部分もあるんですけども。

事務局

難しいですね。正職を入れてないところ、だいぶん落としてますからね。

会長

ただ、今回のこの公共施設等の総合管理計画という計画の中で、そういうことを文字としてうたってくれて、指摘しといたらいいんじゃないかと。

事務局

それは、今の維持管理経費がベストということではないし、この先経費削減は当然取り入れるんですけども、具体的にその削減目標という、ちょっとそこまでいくんかなあとということなんです。

会長

経費削減は大事ですけども、それだけではできない話もあるので、検討するというような話を入れていただいて。

事務局

例えば正規職員とかコスト的に高いというふうな施設でしたら、ある程度出していけるんですけども、かなり絞ってる施設でもありますんで。

会長

あとはいかがでしょう？ この資料の 3-1 にありますが、その他施設っていうところがいくつかありますよね。で、名前が保育園とか付いてるのに、こちらの児童施設じゃなくて、その他施設。

事務局

はい。

会長

こういう性格のものをどうするかという話はいかがなものでしょう。例えば、その他施設のところで出てくる保育園ってありますよね？

事務局

そうですね、元すみだ保育で 278。

会長

それから、幼稚園もあります。

事務局

あります。

会長

これは、どういうふうなやつです？

事務局

これはすみだこども園として幼保一元化の関係で統廃合した元の施設なんです。これも当然、これは売却になるかと思imasuので、廃止という。

会長

廃止される。

事務局

ええ、ということになりますね。

会長

保持というのは？

事務局

旧の兵庫幼稚、その上の 277 ですが、ここ、もともこの兵庫、下兵庫、兵庫地域っていうのが、今、兵庫の辺りって公共施設がなくって、ここが避難所になってしまっているんです。で、もともと兵庫幼稚園があったときからそうなんですけども、なくなったとしても避難所がないので、ここはそのまま。区さんも使っていただいているんですけども、避難所として持つということで、保持というかたちに。

会長

名称は変えるわけにいかない？ だって、保育園って何か……。

事務局

そうですね。名称変えてないですね。

会長

できるだけ、その考え方が整理でいてるともうちょっと……。

事務局

誤解を生むというか、このまま知らない方が見られたらということですよ。

会長

はい。それから、テレビの中継局ってありますが、2つ目ですけど。これはあれですか、難聴対策のやつで、つくられてるやつですか？

事務局

そうですね。これ、しかも市が。

会長

支給していただくと。

事務局

そうなんです。

会長

NHK じゃなくて？

事務局

はい。しかも橋本市外に、奈良県の五條市さんのほうに2つにあるんですよ。うちの市内のデジタルテレビ中継をするために、五條市さんのほうに建てています。

会長

そんな施設があったんだ。

事務局

難視聴対策でやっています。

会長

難視聴も、NHK がやる話じゃないんですか。

事務局

市でやってましたね。ご相談がたまに、今でもあるんです。

委員

それは 267 番も同じですか？ 同じような意味ですか？

事務局

これは携帯電話のほうですね。これもうちが持っているものです。

委員

ドコモですか？ NTT ですか？

事務局

これ、限ってないんじゃないですかね？ドコモとかって、多分限ってないと思いますね。

委員

各通信社がつくってるんじゃないかなと思ったんですけど。

事務局

これは多分、どこでも使えるのかもしれませんが。廃止すると、携帯電話が使いなくなるって書いてるので。中継用での、ということなんですかね。

会長

民間だったら、なかなか整備してくれないから、官で積極的につくられたということですかね。

委員

そういうことか。

事務局

これ、文章が書いてあったね。多分地域だけ書いてあったんちゃう？

事務局

やってないやつ多い。

事務局

北区、恋野、宿のほうですね、これは北宿。

委員

北区って、間違っていない？

事務局

名称の確認、北宿。

事務局

恋野っていうたら、でも、これ、そうですね、宿の。ここや。これって、北宿ですね。入れます。

会長

北宿。具体的には市としては管財課かなにかが…。

事務局

これが、実は、情報推進系の担当が持っています。

会長

それでか。

会長

そしたら、ほかにいかがでしょうか？

それでは、資料、あと残りの部分がありますので、中の資料についてご説明いただけますか。

事務局

はい。そしたら今日は追加でお配りをさせていただいた資料7ということで、今後のスケジュールというふうになっています。まず、この9月議会のほうの総務委員会のほうで、いったんこの個別方針の中間報告を行った上で、10月23日になんですけども、午前と午後で高野口地区公民館で朝10時から、教育文化会館3階の第1研修室で2時から市民説明会の開催を予定しております。それを実施した上で、追加で行っていただくようになりました。もう1回の、11月に市内の策定推進委員会をへた上で、引き続きこの策定委員会を開催した上で、12月議会で最終報告をするというような予定となっています。できれば、もう今日は、11月の策定委員会の開催のほうの日程を決めさせていただきたいんですけども。できれば11月の……

会長

2案ありましたね。

事務局

はい。16日、もしくは17日のあたりで開催をさせていただければと思っているんですけども。

会長

いかがでしょうか。11月16日水曜日、あるいは、17日の木曜日。

事務局

はい。時間帯は今回と同じに1時半からで。

会長

ご都合は？

事務局

どうでしょうか？

会長

ほかの委員の皆さんはいかがですか。

事務局

大丈夫でしょうか。そしたら、どう……

会長

どちらでも、私も。

事務局

早いほうがいいな。

会長

16日？

事務局

じゃあ、16日の水曜日の、1時半からで。場所はまた、決まり次第ご連絡をさしあげます。

会長

それじゃあ、策定委員会として11月のところで、最終的にその計画の、計画書として取り

まとめるものを確定するような話になりますけども。今日出てきた、移譲してどうするのかとか、今日は類型化をすることが基本で議論してますけども、こういうことがあるとか、それから、維持管理費のコストの縮減に努めるといふ話だけじゃなくて、利用料の問題も考えなきゃいけませんとか。周囲にある程度投げかけてもらうような話もしていただいたらどうかと思う。

事務局

分かりました。一応、今ホームページのほうに基本方針の概要をまず、遅まきながらアップさせていただいています。

会長

それにちょっと関連しまして、先ほどコピーでしていただいたやつを簡単に。1枚もので、一般社団法人日本計画行政学会の今年の全国大会というのがありまして、関学の梅田キャンパスであるんですけども。この中で、2のプログラムのところをちょっと見ていただきたいんですけども。研究報告とワークショップがありますけども、その中で2日目の9月10日の13時から13時30分ですね。第16回の計画書紹介っていうのがあるんですけど。この学会で、いろんな開発計画とか、公共施設、団体がつくる計画っていうのがありますので、それを出していただいて、優秀賞って出すような仕組みがこの計画書ですけども。昨年度の最優秀賞の、ここにあります神奈川県秦野市の公共施設の再配置に関する方針と、それから再開発の再配置計画というのが最優秀として受賞しまして、その発表がこの日にあります。で、神奈川県のア野市っていったら、本当に何も無いような、資源のないところのお話ですけども。で、市長はかなり、その将来に対して危機感を持って、かなり思い切った、踏み込んだことをこの計画で出しておりますので、ご興味があれば見に来ていただければと思いますが。ただ、この日は有料になっておりまして、そこに参加費が必要になって、事前でも4,500円ほどいるわけですけども。ほかの都市でどんなことを考えているかっていうのが、聞けると思います。当初、秦野市の市長さんが説明に来られる話だったんですけど、急遽来れなくて、ここの、秦野市の課長さんが来られるということになりました。この課長さんはかなり有名な人で、いまや、全国でこの公共施設の配置計画ではお声がかかって、説明に行っている方なんです。

委員

それができあがったのはいつごろですか？

会長

いや、2年ほど前ですね。

事務局

そうですね、2年ほど前ですね。

会長

市民の方からかなり厳しい意見もあったらしいですけど、それを乗り越えなきゃいけないというのが。

委員

どれだけ反響があつてとかの話が…

会長

多分出てくると思いますよ。それから、このあとに、次、4ページにワークショップというのがありますよね。一番下の5のところ、ワークショップのところの4、ワークショップのところの両カッコの5のところに、公共施設インフラマネジメントと、これからの自治体経営とありますね。これが、この秦野市の課長さんを加えて、このことをワークショップで議論するというのが、この土曜日に引き続いてありますので、ここではかなり思い切った、どんな反響があるかというような議論も出てくると思います。どこでも市民の方の、なかなかご理解を得るのが苦労されているみたいで。特に統廃合は、距離が遠くなる。使いづらいというのも、いなめないところです。

それから、またちょっと余談ですけども、2～3日前の新聞に出ていた話がありますけどね。地方都市の病院が、いろいろかなり努力して病院経営して、これを法人化して、公立じゃなくてできるという話があつて、やろうとしているところがあるんですね。その市側からとか、「そこまでやらなくてもいい」というようなことがあつたという話があつて。そのときに出てきた話が、看護婦さんを募集するのに、今、看護婦さん、なかなか人手不足でないと。公立病院だから看護婦さんを募集できると。それ、公務員だから。これが一般の病院だったら、看護婦さんがとても集まらないから、そういう意味で、なかなか難しいという話があつたらしいです。これもまた考えさせられる話です。

委員

橋本市民病院で一時、独立行政法人化というのを検討したことがあるんですけども。やはり負債を抱えたままではできないというような、ハードルがかなり高いですね。

会長

よろしいでしょうか。それでは、これをもちまして本日の議事を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

一同

ありがとうございました。